

2026年1月31日

医薬情報担当者 各位

公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構

倉敷中央病院

薬剤本部長

倉敷中央病院における医薬情報提供活動の規則について

倉敷中央病院における医薬情報担当者の情報提供活動について、規則を以下の通りとする。社会人としてのマナーは元より、高い倫理感をもって、公正で迅速な情報提供活動を行う目的として、当規則を策定する。

1. 登録

- 1) 医薬情報担当者は、Pr.JOY（株式会社 Dr.JOY）に事前に登録して、入退館ビーコン名札（以下、ビーコン名札）の購入申請すること。
- 2) 医薬情報担当者は、倉敷中央病院メーカー会に事前に登録すること。倉敷中央病院メーカー会とは、倉敷中央病院を担当する医薬情報担当者を会員とする自主組織である。

連絡先：メーカー会会長 第一三共株式会社 辻井 隆之

e-mail : takayuki.tsujii@daiichisankyo.com

2. 入退館の手順

- 1) ビーコン名札を保有している担当者は指定の出入口通過時に入退館状況が記録管理される。訪問の際はセンサーが設置されている西玄関、北玄関、南玄関（中央玄関除く）から入退館すること。
- 2) ビーコン名札を保有していない担当者、または持参を忘れた担当者は、薬剤部入口（地下1階）に設置している入退館記録簿に記帳すること。退館記録後は速やかに病院から退出すること。
- 3) ビーコン名札を保有している担当者は、院内活動中は当名札を着用すること。所持していない担当者は各企業名札を着用すること。

3. 訪問時間

- 1) 平日 12時から19時までとする。
- 2) 直ちに対応を必要とする場合（緊急性安全性情報「イエローレター」、安全性速報「ブルーレター」、その他、回収で直ちに対応を要する薬剤が発生）はこの限りではない。

4. 面会予約による訪問

- 1) 医師及び看護師、薬剤師のほか、職員と面会する際は、事前にPr.JOY、メール、電話等（秘書を含む）で面会予約を事前に調整すること。
- 2) 面会は、日程の都合により断る場合がある。

3) 職員の業務に支障がないように配慮すること。

5. 面会場所

- 1) 3棟3階 ラウンジを利用すること。
- 2) 薬剤センター（薬剤師）の面会場所は、薬剤部長室、薬品情報室・薬務室、面談室に限る。
- 3) 職員の同意や同伴がある場合を除き、許可された場所以外の入室を禁止する。

6. 待機場所

- 1) 院内では許可された場所（メーカー会との協議）で待機すること。
- 2) 患者への配慮を優先し、下記の事項を厳守すること。
 - ①セントラルパーラーや温室の出入り口付近には立たない。
 - ②トイレ入り口、授乳室付近には絶対に立たない。
 - ③同じ場所に長時間留まらない。
 - ④3人以上が同じ場所で立たない、座らない。私語を慎む。
 - ⑤カバンや紙袋を放置して活動しない。
 - ⑥医師を追いかけて走らない。

7. 未採用医薬品の情報提供

- 1) 薬事委員会において院内宣伝活動を承認した医薬品に限り、院内での情報提供が許可される。
- 2) 未採用医薬品について当院医師より情報提供の問い合わせがある場合は、事前にその旨を薬剤本部長に申し出た上で、その指示に従う。

8. 製剤見本の取り扱い

- 1) 製剤見本とは、医療情報担当者が当該医薬品の使用に先立って、剤型及び色、味、におい等外観特性の確認を目的とするものとする。
- 2) 製剤見本を臨床使用目的で提供しないこと。
- 3) 医療情報担当者が院内で製剤見本を使用して情報提供する場合は、情報提供終了後に製剤見本を回収する。ただし、薬務室担当者が未採用医薬品の採用検討のために製剤見本を依頼する場合を除く。

9. 医師等病院職員への配布物について

- 1) 依頼された資料、研修会の案内等の配布物を提供するにあたり依頼者と面会できない場合は、宛先（所属部署と依頼者氏名）及び提出者の所属と氏名を明記して、薬剤センターの所定の場所に提出すること。
- 2) 早急に提供する必要がある場合、また、タクシーチケット等の金券類を含む場合は、必ず依頼者に直接交付すること。

10. 情報の提供

- 1) 採用医薬品に関して、剤型・内容の変更、適応症の追加又は削除、添付文書の内容変更、製造・販売中止・販売移管および販売名変更があった場合は、速やかに薬品情報室・薬務室までPDF等のデータファイルでの提供すること。
e-mail : contact_di@kchnet.or.jp
- 2) 緊急安全性情報（イエローレター）、安全性速報（ブルーレター）、又は、回収で直ちに対応を要する場合は、訪問時間に関係なく迅速に報告すること。
 - ①薬剤本部長又は薬品情報室担当者
 - ②夜間、休日においては救急救命センター内救急薬局 薬剤師

11. 情報の収集について

- 1) 各職員から、個別に患者診療情報（個人情報）を聴取することを禁止する。
- 2) 自社医薬品が使用された際の品質・有効性・安全性等に関する問い合わせは、薬品情報室に連絡すること。

12. その他

- 1) 本規則に違反した活動が判明した場合、出入りを禁止する場合がある。
- 2) この規則に定めるもののほか、必要な事項を生じた場合には、倉敷中央病院メーカー会と協議の上、別途、定めることとする。

以上